

遊佐町サイバーセキュリティを確保するための方針（宣言書）

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。一方で、個人情報情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶たない。また、自然災害によるシステム障害や疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全にも備える必要がある。

本町は、町民の個人情報や行政運営上重要な情報などを多数取り扱っている。また、電子自治体の構築が進み、多くの業務が情報システムやネットワークに依存している。したがって、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、町民の権利、利益を守るためにも、また、行政の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠である。また、本町には、地域全体の情報セキュリティ基盤を強化していく役割も期待されている。

これらの状況を鑑み、本町における情報資産に対する安全対策を推進し、町民からの信頼を確保し、さらに地域に貢献するため、以下に積極的に取り組むことを宣言する。

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立する。
- (2) 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティポリシーを策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定する。
- (3) 本町の保有する情報資産を適正に管理する。
- (4) 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適正に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。
- (5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応する。
- (6) 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施する。
- (7) 全ての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守する。

本方針が適用される行政機関は、長の補助機関、教育委員会（町立小中学校を含む）、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とする。

また、情報セキュリティに関わる用語は情報セキュリティポリシーで定義する。

令和8年4月1日
遊佐町長 松永 裕美

